

# 東芝における技術の輸出管理

2009年9月27日

(株)東芝 輸出管理部  
稲村 國康

# 目 次

---

1. 東芝の事業概要
2. 輸出管理体制・組織
3. 技術情報提供前の取引審査手順
4. 技術情報が入った文書類、記録媒体の輸出
5. 電子メールによる技術情報の提供
6. 通信ネットワーク利用による技術情報の提供
7. 外国籍従業員への米国原産技術情報の提供
8. 技術情報提供に関する課題と対策

# 1. 東芝の事業概要 (1/2)

---

## 【概要】

- 1875年創業。グループ会社約730社
- 海外売上高は全体の約54%

## 【売上げ】

- 3兆2,138億円(2008年度(単独))

## 【従業員】

- 33,520人(2009年3月末現在(東芝のみ))

## 【製品群】

- 第一群: ノートパソコン、携帯電話、液晶テレビ、DVDなどの電子機器
- 第二群: 半導体や液晶などの電子部品
- 第三群: 原子力発電プラント、火力・水力発電システム、鉄道や道路などの交通管制システム、放送・通信機器、医用機器などの社会インフラ事業
- 第四群: 冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの家電製品

# 1. 東芝の事業概要 (2/2)

## <東芝の製品例>

第一群



ノートパソコン



液晶テレビ



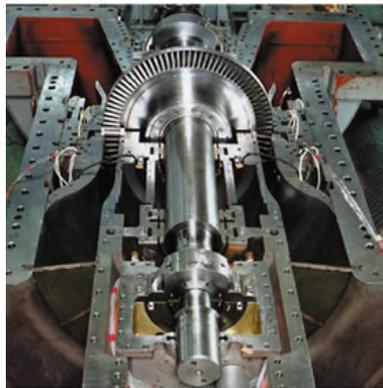
携帯電話

第二群



SDカード

第三群



タービン



CTスキャナー

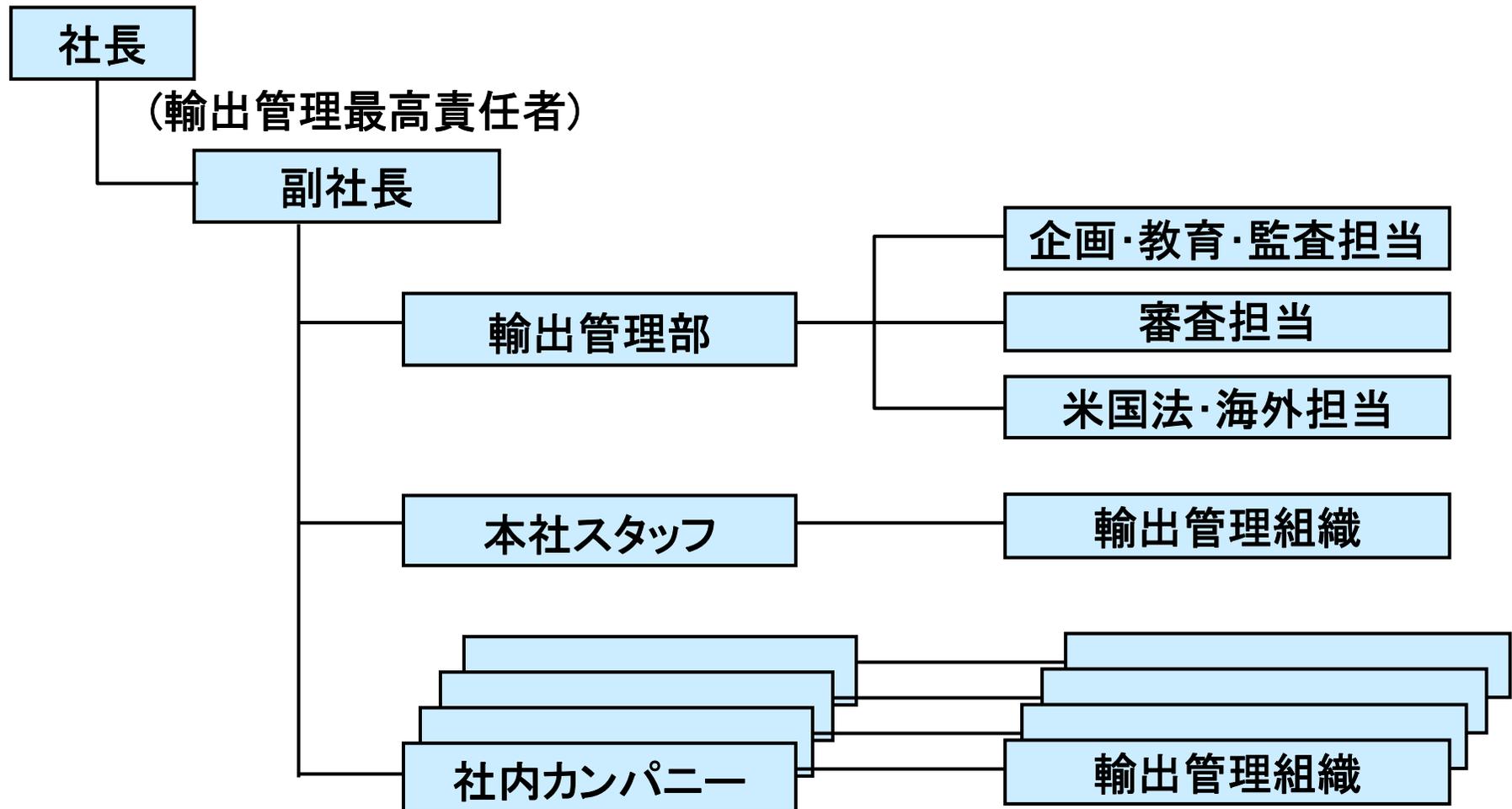
第四群



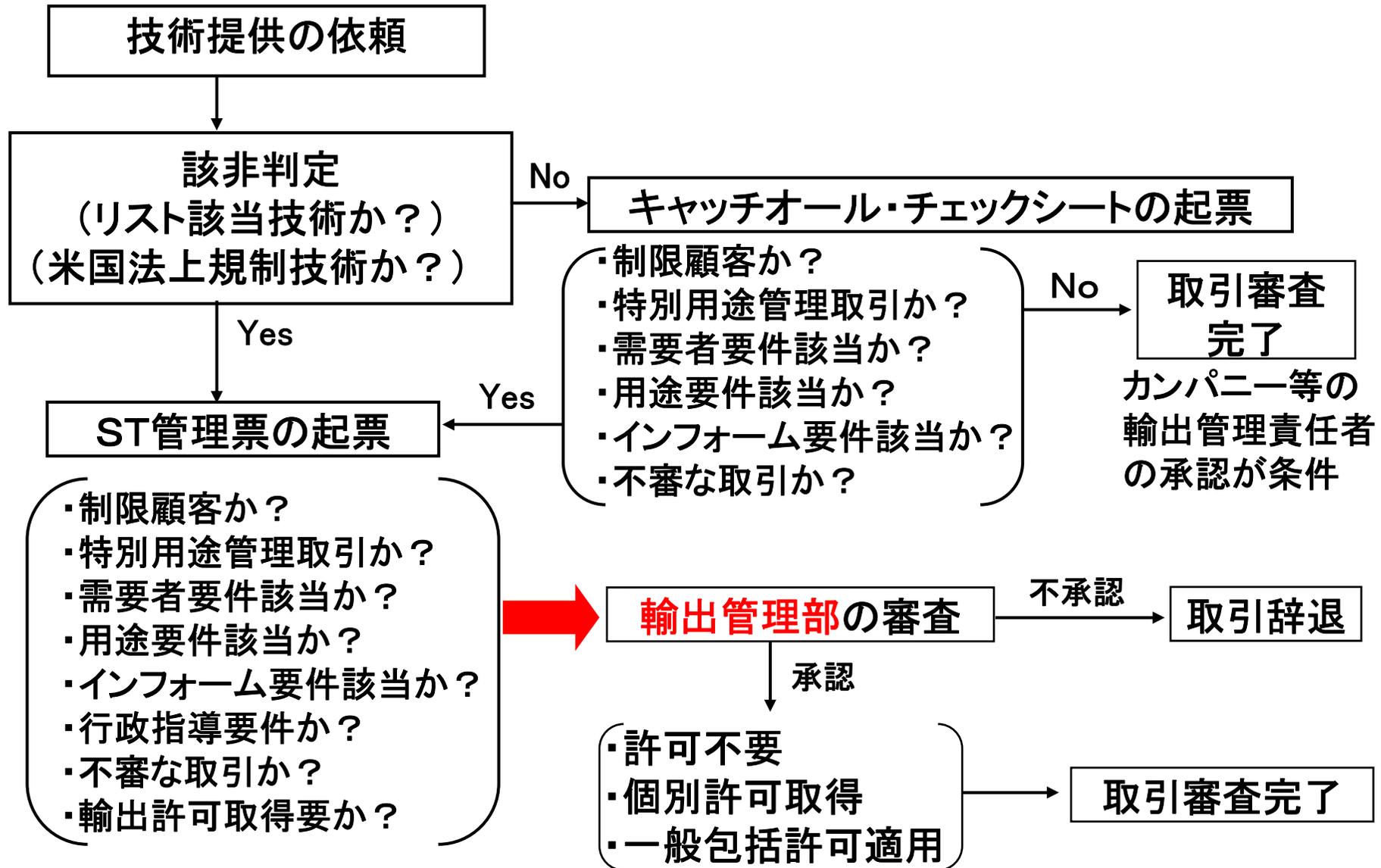
家電製品

## 2. 輸出管理体制・組織

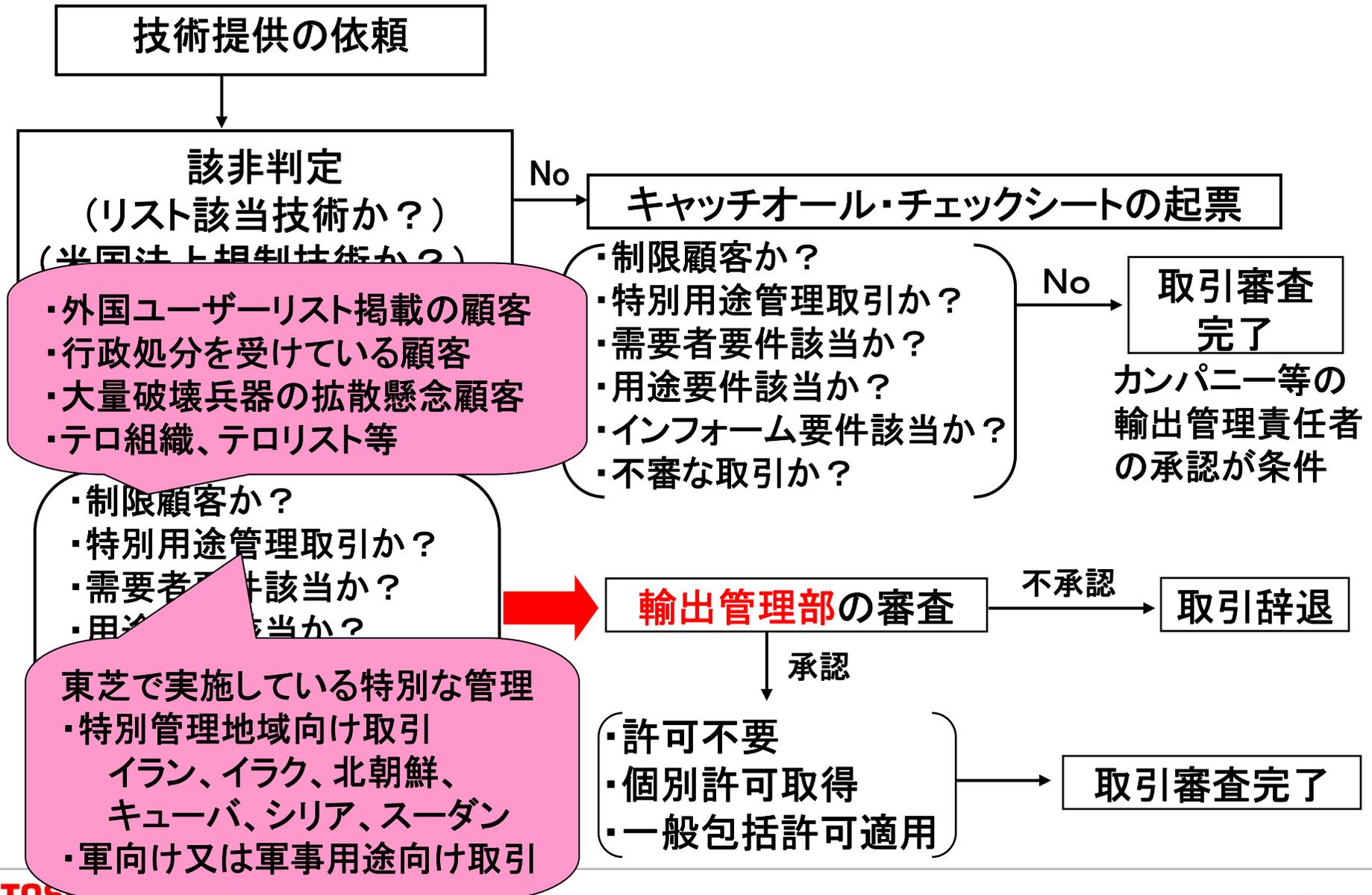
輸出管理従事者：255名(専任：62名)



### 3. 技術情報提供前の取引審査手順(1/8)



### 3. 技術情報提供前の取引審査手順(1/8)



### 3. 取引審査手順(制限顧客)(2/8)

#### 【制限顧客とは、以下の顧客をいう】

内 訳	対象となる制限顧客の内容
外国ユーザーリスト	経済産業省が外国ユーザーリストに掲載の顧客
経済産業省行政処分	経済産業省の行政処分を受けている顧客
インフォーム該当	経済産業省から通知(インフォーム)を受けた顧客
DPL	米国法違反で制裁されている顧客(Denied Persons)
米国インフォーム該当	米政府のWMD懸念顧客、WMD拡散で制裁されている顧客等
テロ関連顧客等	日本政府、米政府がテロ組織として指定した顧客
その他	諸外国の政府機関もしくは国際機関が指定した顧客

制限顧客データベース: 約11, 300件

## 3. 取引審査手順(該非判定)(3/8)

---

### ■ 該非判定

技術を提供する時は、事前にリスト規制に該当するか否かを判定。  
この判定に誤りがあれば、それが法律違反につながる。

### ■ 実施範囲

提供する技術の全てについて実施。

### ■ 判定方法

技術部門等がスペック等技術面から判定し、輸出管理部門が法的な側面を含めて確認。ダブルチェックで正確を期す。

### ■ 購入品

購入先から判定書やパラメーターシート等入手し、その内容に間違いがないか確認。他社から購入したものでも、それを輸出するときは輸出者が責任を負わなければならないため、必ず判定内容を確認する。

### ■ 政省令改正時

政省令改正時には必ず見直しを行い、常に最新の法令に基づいた判定内容とする。

# 3. 取引審査手順(該非判定)(4/8)

## 【帳票例: 該非判定票】

**該非判定票**

(確認)  
( )  
マスター登録  
..

(承認)  
( )  
輸出管理責任者  
..

(承認)  
( )  
該非判定責任者  
..

(該非判定責任部門)  
[ ] ( )  
承認 担当  
..

(起案部門)  
[ ] ( )  
承認 担当  
..

判定票 No. :			規制貨物・技術								米国原産貨物・技術						
			貨物判定区分			技術判定区分					総合判定	判定の根拠説明	WA区分	HSコード	外部公表	EMC区分	プロダクトシート No.
製品コード	貨物・技術名		SP	KP	政省令項番	SP	KP	政省令項番									
	貨物・技術名	型式(モデル)															

SP区分(1~15項)

0 : 非該当  
1 : 該当  
- : 対象なし

KP区分(16項)

0 : 非該当  
1 : 該当  
- : 対象なし

判定(非該当の場合はHSコード記載方)

0:非該当(技術なし) # :SP該当  
X:非該当(貨物なし) / :未判定  
Y:非該当(全て0)  
%:KP該当

判定用添付資料 (有=○)

- ・項目別対比表又はパラメータシート [ ]
- ・仕様書又はカタログ [ ]
- ・外部登録(公表)資料 [ ]
- ・その他(自主判定書等) [ ]
- ・プロダクトシート [ ]

WA区分

V:極めて機微な品目  
S:機微な品目  
B:基礎的な品目  
E:暗号特例適用

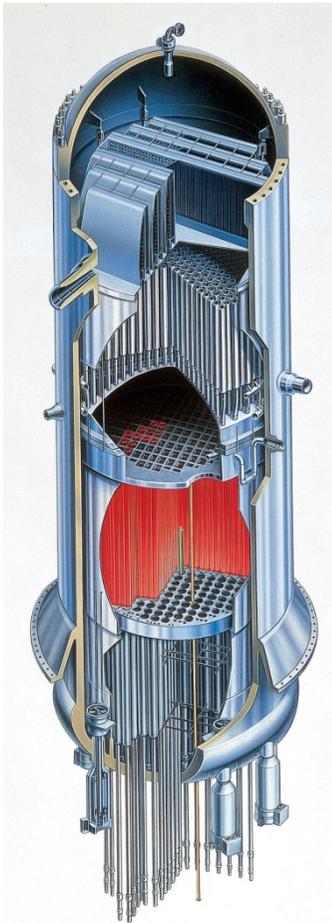
EMC区分

0 : 対象外  
2 : 社外製直接製品  
3 : 東芝製直接製品  
4 : 転売品  
5 : 組込品  
6 : 組込比率省略品  
9 : 混在品

輸出管理組織コメント



### 3. 取引審査手順(該非判定)(5/8)



上記はBWR型原子力  
圧力容器及び内部構造物

#### 【東芝におけるリスト該当技術】

#### 下記製品の設計、製造、使用の技術

- 原子炉・原子炉用発電機器
  - ・軽水炉、高速増殖炉、新型転換炉
  - ・ウラン濃縮施設、再処理施設
  - ・核融合、超電導機器
- タービン制御装置
- 集積回路(カスタム、マイクロ波用、等)
- 電子管
- 暗号搭載製品  
(SDカード、プロセッサ、PC、医療機器、  
放送機器、携帯電話、家電製品等)

#### 【該非判定データベース(貨物)】

- ・リスト該当 : 約 25万件
- ・リスト非該当 : 約140万件



# 3. 取引審査手順 (ST管理票の起票) (6/8)

## 【帳票例: ST管理票】

### 【以下の場合起票】

- ・リスト該当技術
- ・制限顧客向け
- ・特別管理地域向け  
(イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダン)
- ・需要者要件
- ・用途要件
- ・軍・軍事用途
- ・インフォーム要件
- ・行政指導要件
- ・不審取引

S T 管理票									
ST管理票No.	見種・引合No.	注内発番・手配No.	注文主注文書No.	出荷予定日					
輸出等区分	輸出 ・輸出関連取引 ・仲介貿易	管理対象 取引区分	・一般取引 ・特別管理地域・軍/軍事用途向け ・制限顧客(国内・外) ・米国原産貨物・技術(再輸出可能国)・該	部門名:					
注文主	コード	社内包括許可No. (*)	国・地域名	調査事項 特別管理 制限顧客					
引合ルート	国・地域名/顧客名	宛名	所在地	取 引 確 認	要件 行政指導要件 軍・軍事用途 インフォーム要件				
仕向先	宛名	所在地	用途	用途 確認	取引書類より明 認(不明確の場合 経済産業省への申請要 否 不要時の 輸出許可申請書(E/L )添付)				
最終需要者	宛名	所在地	用途	取引書類より明 認(不明確の場合 経済産業省への申請要 否 不要時の 輸出許可申請書(E/L )添付)					
設置場所	不明	取引関係者含む国・地域の分類	3・	経済産業省への申請要 否 不要時の 輸出許可申請書(E/L )添付)					
注文主購入仕様書No. (*)	添付の有	規制項番	無	輸出許可申請日					
輸送条件及び輸送票No. (*)		貨物・技術名	規制項番	取得日					
注文主品名(表品名)	総価格	貨物・技術名	規制項番	許可No.					
		貨物・技術	米国原産貨物・技術 √/再輸出可能国群	包括E/L					
(1)				項番:					
(2)				No.:					
(3)				由:					
(4)				輸出許可条件					
(5)				再輸出許可条件					
(6)				内容:					
(7)				担当者					
調査事項	結果	担当者	責任者	結果					
米国政府再輸出承認要否				取引可否					
不要時の理由:				取引可否					
特記事項	特記事項(カンパニー輸出管理組織、(本輸)記入)			(本輸)STC取引承認(*)					
				審査担当者	グループ長	(本輸)長			

### 【取引確認】

- ・制限顧客
- ・特別管理地域
- ・需要者要件
- ・用途要件
- ・軍・軍事用途
- ・インフォーム要件
- ・行政指導要件
- ・不審取引有無

最終需要者

貨物・技術名

規制項番

米国原産貨物・技術

経産省への許可申請要否

経産省の許可状況

米国政府の許可状況

「輸出管理部」承認

# 3. 取引審査手順(CACSの起票)(7/8)

## 【帳票例:CACS(キャッチオール・チェックシート)】

1. リスト非該当技術を提供する場合、全ての取引についてCACSを起票し、キャッチオール確認を実施。
2. 但し、G2、G3地域向けはCACSの起票は省略可能。  
(部門内でダブルチェックを実施し、確認結果を残す)
  - ・特別管理地域: イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダン
  - ・G1地域: 重要地域 (中国、ロシア、インド等36か国)
  - ・G2地域: 通常地域 (G1、G3地域を除く国・地域)
  - ・G3地域: 輸出令別表3の地域 (米国、英国、フランス等のホワイト国)

別紙 1 <CAチェックシート> <EC-43-003H>

CAチェックシート管理No:	
注文品名:	取引関係者
最終用途:	注文主、国・地域名:
注文No.:	最終需要者、国・地域名:
見積No.:	その他取引関係者、国・地域名:
	仲介貿易出荷会社、国・地域名:

次の[1]～[9]までの項に該当するかを確認してください。一つでも「はい」がある場合にはST管理票を作成し、所定の取引承認を受けてください。

<チェック項目>

判定結果欄
<該非判定確認>
[1] リスト規制貨物・技術に該当しますか?
[2] 【米国原産貨物・技術に該当の場合】⇒ 仕向地が再輸出可能国以外ですか? 「いいえ」の場合は再輸出可能国又は再輸出可能国群コードを記入下さい。 ⇒ ( )
注)【米国原産貨物・技術に非該当の場合】⇒ 判定結果欄に斜線を引いてください。
<需要者確認>
[3] 取引先が核兵器等の開発等を行う又は過去に行ったことがあると解される情報がありますか?
[4] 取引先が制限顧客リストにありますか? 類似、疑義のある場合は「はい」とする。
<用途確認>
[5] 取引に関し、核兵器等の開発等若しくは次に掲げるいずれかの行為を行うために用いられることとなる旨の情報がありますか?
①核燃料物質又は核原料物質に関する開発等
②核融合に関する研究
③原子炉(軽水炉を除く)、その部分品・付属品の開発等
④重水の製造
⑤核原料・燃料物質の加工・再処理
⑥取引先が軍、国防機関若しくはこれらの機関から委託を受けていますか? 且つ、以下を確認し、いずれかの行為に用いられる場合は「はい」となります。
a. 化学物質の開発若しくは製造
b. 微生物若しくは毒素の開発等
c. ロケット若しくは無人航空機の開発等
d. 宇宙に関する研究
[6] 取引に関し、通常兵器の開発等に用いられることとなる旨の情報がありますか?
<インフォーム確認>
[7] 核兵器等又は通常兵器の開発等のために用いられる おそれがあるものとして、経済産業大臣から通知されていますか?
<その他確認>
[8] 取引先に軍(テロ組織を含む)若しくは国防機関を含みますか?又は、上記以外の軍事用途に用いられる疑いがありますか?
[9] その他、上記[3]～[8]以外で取引の内容に不審がありますか?又は、仕向地がイラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダンですか?

申請部門名	部門担当者	部門責任者	部門コメント:(整理・社内包括 No.)	輸出管理責任者
	-	-	ST管理票要否: 要 / 否	-

# 3. 取引審査手順(CACSの起票)(7/8)

## 【帳票例:CACS(キャッチオール・チェックシート)】

1. リスト非該当技術を提供する場合、全ての取引についてCACSを起票し、キャッチオール確認を実施。
2. 但し、G2、G3地域向けはCACSの起票は省略可能。  
(部門内でダブルチェックを実施し、確認結果を残す)
  - ・特別管理地域: イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダン
  - ・G1地域: 重要地域 (中国、ロシア、インド等36か国)
  - ・G2地域: 通常地域 (G1、G3地域を除く国・地域)
  - ・G3地域: 輸出令別表3の地域 (米国、英国、フランス等のホワイト国)

別紙1 <CAチェックシート> <EC-43-003H>

CAチェックシート管理No:	取引関係者
注文品名:	注文主、国・地域名:
最終用途:	最終需要者、国・地域名:
注文No.:	その他取引関係者、国・地域名
見積No.:	仲介貿易出荷会社、国・地域名

次の[1]～[9]までの項に該当するかを「はい」、「いいえ」で回答し、結果欄に記入してください。

<該非判定確認>

[1] リスト規制貨物・技術に該当しますか? はい、いいえ

[2] 【米国原産貨物・技術に該当の場合】⇒ 仕向地が米国以外ですか? はい、いいえ  
 「いいえ」の場合は再輸出可能国又は再輸出可能国に該当しますか? はい、いいえ  
 ⇒ ( )  
 注【米国原産貨物・技術に非該当の場合】⇒ 判定結果欄

<需要者確認>

[3] 取引先が核兵器等の開発等を行ったりは過去に行っていましたか? はい、いいえ

[4] 取引先が制限顧客リストにありますか? 類似、等がある場合は「はい」とする。 はい、いいえ

<用途確認>

[5] 取引に関し、核兵器等の開発等若しくは次に掲げるいかなる用途に用いられることとなるかの情報がありますか? はい、いいえ

①核燃料物質又は核原料物質の開発等  
 ②核融合に関する研究  
 ③原子炉(軽水炉を除く)、その部分品・付属品等の製造  
 ④重水の製造  
 ⑤核原料・燃料物質の加工・再処理  
 ⑥取引先が軍、国防機関若しくはこれらの機関に属する者であるか、かつ、以下を確認し、いずれかの行為に用いられるか  
 a. 化学物質の開発若しくは製造  
 b. 微生物若しくは毒素の開発等  
 c. ロケット若しくは無人航空機の開発等  
 d. 宇宙に関する研究

[6] 取引に関し、通常兵器の開発等に用いられていますか? はい、いいえ

<インフォーム確認>

[7] 核兵器等又は通常兵器の開発等のために経済産業大臣から通知されていますか? はい、いいえ

<その他確認>

[8] 取引先に軍(テロ組織)に属する者が、上記以外の軍事用途に用いられているか? はい、いいえ

[9] その他、上記[3]～[7]に該当する国・地域が仕向地がイラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダンの場合は「はい」とする。 はい、いいえ

申請部門名	部門担当者	部門責任者	部門コメント:(整理・社内包括 No.)	輸出管理責任者
				-

最終需要者

該非判定確認

需要者確認

用途確認

インフォーム確認

その他軍用途等の確認

輸出管理責任者の承認

# 3. 取引審査手順(許可取得)(8/8)

## 【経済産業大臣から許可を取得した事例】

1. 右記は、原子炉、その部分品、及び付属装置に関する技術情報を米国の企業に提供するのに当たり、経済産業大臣から役務取引許可を取得した事例。
2. 集積回路、パソコン等に関する技術情報の提供は、「一般包括役務取引許可」を適用。  
2008年度実績は、約400件
3. リスト非該当の技術情報の提供について、2008年度実績は、約20,000件(該非判定件数ベース)。技術情報を提供する前にキャッチオール確認を実施し、問題ないことを確認。

別紙様式第3 (第1条関係)

**ORIGINAL**  
役務取引許可申請書

経済産業大臣 殿

申請者記名 押印又は署名 住所・居所 又は所在地	株式会社 東芝 執行役員 藤川システム社長 佐々木 剛 東京都港区芝浦一丁目1番1号	申請年月日 2007. 3. 23
担当者	原子力事業開発部 三浦 伊津	※許可年月日 2007-1-2007
電話番号	03-3457-3752	※許可番号 BET-SF-07-0241
※有効期限		

下記のとおり申請します。

1. 取引の概要

(1) 取引の相手方の氏名又は名称  
LLC

(2) 取引の相手方の住所  
COE

(3) 役務取引の内容及び取引期間  
許可取得日から2016年12月31日まで

(4) 取引の相手方の業種  
第1項  
第2項  
第3項

取引の概要  
・相手方  
・取引期間  
・利用者  
・役務の内容

申請者

申請年月日  
・申請年月日  
・許可年月日  
・許可番号  
・有効期限

結果、及び条件の有無

※上記申請書に添付するもの及び  
下記の条件を付して許可する。

条件

紙のとおりに  
経済産業大臣の記名押印  
経済産業大臣  
甘利 明



# 5. 電子メールによる技術情報の提供

## 【特定の提供先へ技術情報を提供した際の電子メール例】

1. 右記は、電子メールで技術情報を提供する際のメール文の事例。
2. メールタイトルに、取引審査済みであることを記載。  
表記例:「管理票のメール送信番号」  
(輸出管理部門から、技術情報提供の承認を事前に得ていることを示す。)
3. 電子メールで技術情報を提供したメールは、上長による廃棄の指示があるまで保存される。

技術情報を提供

提供管理票	
【親票(グループ票)】	
取引名	P1A1589T
ST管理番号	P1A1589T
メール送信用No.	58F
提供部門(課コード)	
提供技術名(グループ)	マルチメディアソフトウェアと動作プログラムの開発の技

判定結果区分

総合判定	貨物区分
区分	項番

Subject: **(58F)** AG Patch 1.2 Feedback

To: (xyz Group) Milosz Sameer,

Here is brief notes and...  
We have been evaluating...  
we'd like to add several co...  
(find attached the MPEG2...  
Feedback\_090727.xls)  
We will send you final com...  
the total review. At first, let

Best regards,  
Milosz

メール送信用番号 (表題に記載)

上記は技術情報提供用の管理票

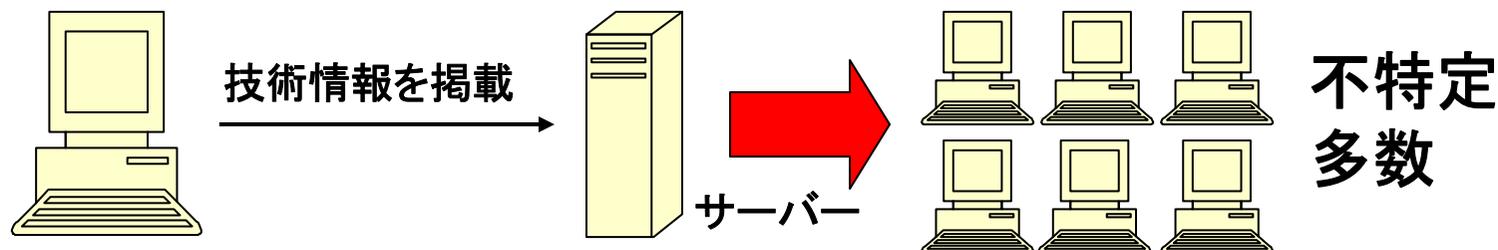
## 6. 通信ネットワークによる技術情報の提供(1/2)

### 【通信ネットワーク利用の共通事項】

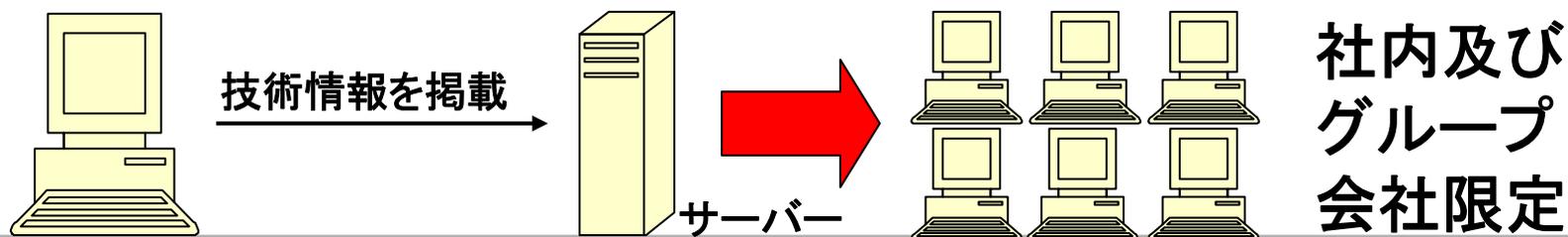
■全ての案件についてキャッチオール確認を実施

### 【電子メール以外の通信ネットワーク利用の形態】

(1) 不特定多数への技術情報の公開(公開ホームページ等)  
不特定多数へ制限なく無償で技術情報を公開する場合は、役務取引許可の対象外

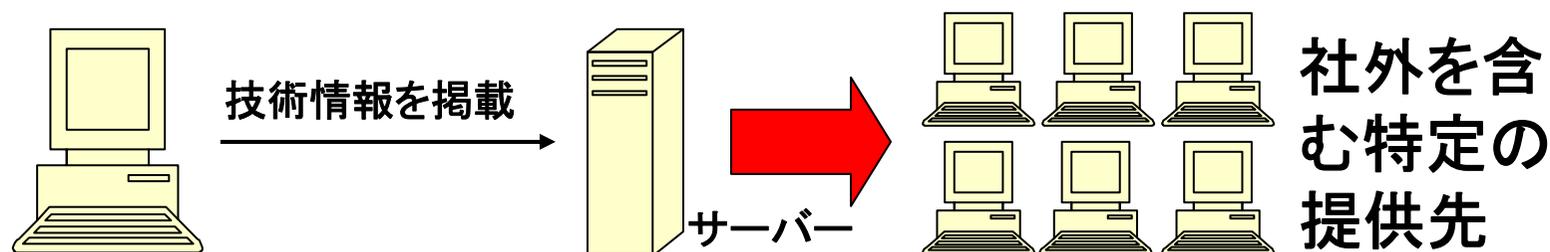


(2) 社内及びグループ会社限定の技術情報の開示  
(社内ホームページ等)



## 6. 通信ネットワークによる技術情報の提供(2/2)

### (3) 社外を含む特定の提供先への技術情報の提供 (エクストラネットのホームページ等)



#### 【特定の提供先へ技術を提供する場合の管理事項】

- ① リスト規制技術は、以下の場合に掲載可能。  
(但し、提供先や用途を限定できる場合)
  - 一般包括役務取引許可を適用した技術
  - 貿易外省令第9条を適用した役務取引許可が不要なリスト規制技術
- ② キャッチオール規制技術  
(但し、提供先や用途を限定できる場合)
- ③ 米国原産技術を含む場合は、再輸出可能国に限定できる場合。

# 7. 外国籍従業員への米国原産技術情報の提供

## 【帳票例：居住者特定管理票】

- 日本にいる外国籍従業員へ米国原産技術情報を提供する場合は、米国輸出管理法では、その人の本国への輸出と見なされる。  
 (外為法では、外国籍従業員は居住者となり、法令上の制約はない。)
- 従って、外国籍従業員へ米国原産技術を提供する場合は、提供する米国原産技術の内容及び該非判定(ECCN)、再輸出可能国、米国政府の許可取得の要否、提供の可否、等を事前に調査。
- 以下の場合は、事前調査不要。
  - ・公知の技術等で再輸出規制の対象でない米国原産技術の提供
  - ・米国の国籍又は永住権を所有

(別紙) <EC-41-012>  
 居住者特定管理票

管理票 No. **従業員名、番号**

1. 被提供者情報  
 従業員名: \_\_\_\_\_ 国籍: \_\_\_\_\_  
 (国籍証明書類の添付) **国籍・永住権の有無**

2. 米国原産技術  
 米国原産技術名: \_\_\_\_\_ **米国原産技術名**

ECCN	輸出許可条件	再輸出可能国(特)

**ECCN** **再輸出可能国**

4. 米国政府許可取得要否: 要(許可申請結果) **輸出許可条件**

申請日	取得	許可番号

5. 提供の可否 **米国政府許可取得要否**

提供可否	提供条件

**提供の可否、条件**

6. 提供確認  
 提供予定日: \_\_\_\_\_ 提供完了日: \_\_\_\_\_  
 完了理: \_\_\_\_\_ 完了理: \_\_\_\_\_  
 (輸出管理番号) 輸出管理番号

**提供確認(予定、完了)**

## 8. 技術情報提供に関する課題と対策

### 【課題：技術情報の提供は貨物の輸出とは本質的に異なる】

#### (a) 外部から機微度が見えない

貨物は、外部の者でも、外観上もしくは製品名から機微なものかどうかある程度判断できるが、技術情報が入った文書、図面、記録媒体は、外部の者では、その機微度はまったく判断が出来ない

#### (b) 担当者の操作で提供が可能

貨物の輸出は、出荷、船積、税関と多重のチェックが入るが、技術情報の提供は、電子メールを使うと担当者のみの操作で送付することが出来る

#### (c) 多数の者へ瞬時に提供が可能。取り戻すことは出来ない

貨物は、需要者に届くまで数日を要するが、技術情報は、通信ネットワークを使えば多数の者へ瞬時に届けることが出来る

### 【対策：本質的に異なる貨物と同等の管理を徹底】

#### 1. 貨物と同等の取引審査と提供前に取引審査結果との照合

技術情報を提供することになった場合、取引審査を確実に実施  
文書類でも電子メールでも、提供前に取引審査結果との照合を実施

#### 2. 教育による意識の維持・向上

「技術情報の提供は輸出！」との意識付け

---

END

ご清聴ありがとうございました。